公　　告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の６第１項の規定により公告する。

令和８年１１月２日

島根県宍道湖流域下水道事務所長　柳楽 弘行

１　入札に付する事項

（１）件名

宍道湖西部浄化センターの改築工事等に伴う発生材の売払い

（２）入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

（３）引渡期限

令和９年１月２９日　午後５時

（４）引渡場所

島根県出雲市大社町中荒木２３９１番地　宍道湖西部浄化センター

（５）入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

（１）地方自治法施行令第 167 条の４第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと

（２）地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

（４）物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「売払品」小分類「不用品」）に登録されている者であること。

（５）島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

（６）島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

（７）松江市、安来市又は出雲市内に本店、支店又は営業所を有する者

（８）金属くず商の許可を有する者

３　入札書の提出場所等

（１） 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690－0023　島根県松江市竹矢町１４４４番地（宍道湖東部浄化センター内）
島根県宍道湖流域下水道事務所　業務課
電話 0852-37-0216、ＦＡＸ 0852-37-0447
（２）入札説明書の交付期間及び交付方法
本公告の日から令和８年１１月１３日午後２時までの間、島根県宍道湖流域下水道事務所ホームページからダウンロードすることができる
（３）入札説明会の日時及び場所
実施しない。
（４）現地確認の方法及び期間
ア　期　間　本公告の翌日午前９時から令和８年１１月１３日午後２時まで（土日祝日を除く）
イ　場　所　島根県松江市竹矢町１４４４番地　宍道湖東部浄化センター
ウ　その他　事前に電話連絡により調整を行うこと
（５）入札及び開札の日時及び場所
ア　日時　令和８年１１月２０日　午後１時
イ　場所　島根県松江市竹矢町１４４４番地
宍道湖東部浄化センター　管理本館　３階　小会議室

４　その他
（１）契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
（２）入札保証金
入札者が見積った契約金額の 100 分の５以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条の２各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
（３）契約保証金
契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の２各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
（４）入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
（５）入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
（６）契約書作成の要否
要する。
（７）落札者の決定方法
島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
（８）不当介入への対応
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（入札実施所属を記載）に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
（９）その他
詳細は、入札説明書による。